

## 全国健康保険協会競争参加資格停止措置要領

(目的)

**第1条** この要領は、全国健康保険協会会計細則（平成21年細則第4号。以下「会計細則」という。）第31条第3項の規定に基づき、全国健康保険協会（以下「協会」という。）における契約事務の適正な運用を確保するため、会計細則第29条に規定する資格を有する者（以下「有資格業者」という。）との間で協会が締結する売買、賃貸、請負その他の契約の競争の参加者の資格を停止する措置（以下「資格停止措置」という。）に関し必要な事項を定め、契約事務を適正に行うことを目的とする。

(資格停止措置の手続き等)

**第2条** 総務部長及び企画総務部長（以下「企画総務部長等」という。）は、有資格業者が会計細則第31条第1項各号のいずれかに該当すると認められるときは、様式1「競争参加資格停止措置に係る意見書」（以下「意見書」という。）を理事長に提出するものとする。

(有資格業者に関する資格停止措置)

**第3条** 理事長は、企画総務部長等から提出された意見書に係る有資格業者が会計細則第31条第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、別表に従い、情状に応じて資格停止期間を定め、当該有資格業者について資格停止措置を行うものとする。

2 理事長は、前項の有資格業者が別表に掲げる資格停止措置要件のいずれにも該当しない場合であっても、理事長が特に必要と認めるときは、1月以上3年以内の期間を定め、当該有資格業者について資格停止措置を行うことができる。

3 総務部長は、理事長が第1項又は前項の資格停止措置を行ったときは、遅滞なく、支部長に措置の内容を連絡するものとする。

4 企画総務部長等は、資格停止期間中の有資格業者を競争に参加させてはならない。また、当該資格停止措置に係る有資格業者が、現に競争に参加しているときは、参加を取り消すものとする。

5 企画総務部長等は、資格停止期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、競争性のない随意契約であって、当該有資格業者でなければ契約することができない等特別な事情があると理事長が認める場合は、随意契約の相手方とすることができる。

6 企画総務部長等は、資格停止期間中の有資格業者が下請負人、完成保証人又は代理人となることを承認してはならない。

(下請負人に関する資格停止措置)

**第4条** 理事長は、有資格業者について資格停止措置を行う場合において、当該資格停止措置について責を負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の資格停止期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、資格停止措置を併せて行うものとする。

(共同企業体に関する資格停止措置)

**第5条** 理事長は、共同企業体について資格停止措置を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員（明らかに当該事案について責を負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の資格停止期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、資格停止措置を併せて行うものとする。

2 理事長は、資格停止措置を受けた有資格業者を構成員に含む共同企業体について、当該資格停止期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、資格停止措置を行うものとする。

(資格停止措置の期間の特例)

**第6条** 有資格業者が1の事案により別表に掲げる資格停止措置要件の2以上に該当したときは、当該資格停止措置要件ごとに規定する資格停止期間の下限及び上限の最も長いものをもってそれぞれ資格停止期間の下限及び上限とする。

2 有資格業者が次のいずれかに該当することとなった場合における資格停止措置の期間の下限は、それぞれ別表に定める下限の2倍（当初の資格停止措置の期間が1月に満たないときは1.5倍、別表の11又は14の資格停止措置要件に該当することとなったときは2.5倍）の期間とする。

(1) 別表の資格停止措置要件に係る資格停止措置の期間の満了後1年を経過するまでの間（資格停止措置の期間中を含む。）に、それぞれ別表の資格停止措置要件に該当することとなったとき。

(2) 別表の6から14までの資格停止措置要件に係る資格停止期間の満了後3年を経過するまでの間に、それぞれ同表の6から14までの資格停止措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。

3 理事長は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、前2項、次条第1号から第3号まで又は別表の規定による資格停止期間の下限未満の期間を定める必要があるときは、資格停止期間を当該下限の2分の1まで短縮することができる。

4 理事長は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、第1項及び別表の規定による上限を超える資格停止期間を定める必要があるときは、資格停止期間を当該上限の2倍（当該上限の2倍が36月を超える場合は36月）まで延長することができる。

5 理事長は、資格停止期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極

めて悪質な事由が明らかになったときは、別表、前各項及び次条に定める資格停止期間の範囲内で期間を変更することができる。この場合において、別表の 11 又は 14 に該当し、かつ、当初の資格停止措置期間が満了しているときは、当初の資格停止期間を変更したと想定した場合の期間から、当初の資格停止期間を控除した期間をもって、新たに資格停止措置を行うことができる。

- 6 理事長は、資格停止措置の期間中の有資格業者が当該事案について責を負わないことが明らかになったと認めたときは、当該有資格業者について資格停止措置を解除するものとする。
- 7 総務部長は、理事長が第 5 項の規定により資格停止期間を変更し、又は前項の規定により資格停止措置を解除したときは、遅滞なく、それぞれ支部長に連絡するものとする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する資格停止措置の期間の特例)

**第 7 条** 理事長は、情状に応じて別表に定めるところにより資格停止措置を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次のいずれかに該当することとなった場合には、資格停止期間を加重するものとする。

- (1) 談合情報を得た場合又は協会の職員が談合があると疑うに足りる事案を得た場合で、有資格業者が当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について、別表の 9 又は 11 から 14 までに該当したときは、それぞれに定める下限の 2 倍（別表の 11 又は 14 に該当したときは、2.5 倍）の期間
- (2) 別表の 8 から 14 までに該当する有資格業者（その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令若しくは審決又は競売等妨害若しくは談合に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は競売等妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき（前号に掲げる場合を除く。）は、それぞれに定める下限の 2 倍（別表の 11 又は 14 に該当する有資格業者にあつては、2.5 倍）の期間
- (3) 別表の 8 から 11 までに該当する有資格業者について、独占禁止法第 7 条の 2 第 6 項の適用があったとき（前 2 号に掲げる場合を除く。）は、それぞれに定める下限の 2 倍（別表の 11 に該当する有資格業者にあつては、2.5 倍）の期間
- (4) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成 14 年法律第 101 号）第 3 条第 4 項に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表の 8 から 11 までに該当する有資格業者に悪質な事由があるとき（前 3 号の規定に該当することとなった場合を除く。）は、それぞれに定める下限に 1 月（別表の 11 に該当する有資格業者にあつては、1.5 月）加算

した期間

- (5) 協会の役員及び職員又は他の公共機関の職員（以下「職員等」という。）が、競売入札妨害（刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 第 1 項に規定する罪をいう。以下同じ。）又は談合（刑法第 96 条の 6 第 2 項に規定する罪をいう。以下同じ。）の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員等の容疑に関し、別表の 12 から 14 までに該当する有資格業者に悪質な事由があるとき（第 1 号又は第 2 号の規定に該当することとなった場合を除く。）は、それぞれに定める下限に 1 月（別表の 14 に該当する有資格者にあつては、1.5 月）加算した期間

（資格停止措置等の通知）

- 第 8 条** 理事長は、資格停止措置を行い、資格停止期間を変更し、又は資格停止措置を解除したときは、当該有資格業者に対し遅滞なくそれぞれ様式 2、様式 3 又は様式 4 により通知するものとする。
- 2 理事長は、資格停止措置の通知をする場合において、必要に応じ、改善措置の報告を徴するものとする。

（資格停止措置に至らない事由に関する措置）

- 第 9 条** 理事長は、資格停止措置を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起（以下「警告等」という。）を行うことができる。
- 2 警告等を受けた有資格業者が、当該警告等を受けた日から 1 年を経過するまでの間に、警告等を受ける事態を繰り返した場合は、別表に定める資格停止期間の範囲内で資格停止措置を行うことができる。

（資格停止措置等の公表）

- 第 10 条** 資格停止措置を行ったときは、様式 5（競争参加資格停止業者一覧）により、当該有資格業者の名称等を協会ホームページ上に公表するものとする。
- 2 第 8 条第 1 項の規定により資格停止措置期間を変更したときは、変更内容に応じ、前項の公表内容を変更するものとする。
- 3 第 8 条第 1 項の規定により資格停止措置を解除したときは、第 1 項の公表を取りやめるものとする。

（資格停止措置に係る事務）

- 第 11 条** 資格停止措置に係る事務は、本部の総務部経理グループが行う。

附則

この要領は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、平成 29 年 4 月 17 日から施行する。

附則

この要領は、令和 2 年 9 月 1 日から施行する。